

静岡県告示第679号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和2年10月6日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年10月6日

静岡県知事 川勝平太

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	135号	賀茂郡河津町縄地字小縄地山 1076番の7から 賀茂郡河津町縄地字小縄地山 1075番の12まで	下田土木事務所
一般国道	136号	賀茂郡松崎町岩地字黒崎 1166番の19地内	下田土木事務所
一般国道		伊豆市修善寺字梁見 304番の10から 伊豆市修善寺字梁見 302番の6まで	沼津土木事務所
一般国道		伊豆の国市北江間字大明神 939番の1から 伊豆の国市南江間字上張 1173番の7まで	沼津土木事務所
一般国道		伊豆の国市南江間字桜ヶ洞山 2028番の8から 伊豆の国市南江間字屋佐ヶ洞山 2018番の4まで	沼津土木事務所
一般国道	301号	湖西市太田字半縄田 522番の6から 湖西市太田字割田 447番の15まで	浜松土木事務所
一般国道	469号	御殿場市永塚字田坪 332番の1地先から 御殿場市川島田字大沢 1307番の5まで	沼津土木事務所
県道	伊東大仁線	伊東市宇佐美字生戸石 3476番の9から 伊東市宇佐美字天気山 3496番の244まで	熱海土木事務所
県道	富士裾野線	裾野市千福字繫橋 256番の7から 裾野市石脇字棚 69番の6まで	沼津土木事務所
県道	掛川浜岡線	御前崎市池新田字上屋後割 833番の33から 御前崎市池新田字下屋後割 418番の7まで	袋井土木事務所
県道	焼津森線	藤枝市上当間 880番から 藤枝市下当間 608番の2まで	島田土木事務所
県道	大岡元長窪線	駿東郡長泉町下土狩字荻素 973番の92から 駿東郡長泉町下土狩字荻素 973番の89まで	沼津土木事務所
県道	相良浜岡線	御前崎市比木字雨ヶ谷 1901番の5から 御前崎市比木字雨ヶ谷 1911番の4まで	袋井土木事務所
県道	大東相良線	御前崎市合戸字東前 2219番の6	袋井土木事務所

県道	磐田掛川線	掛川市下俣字寺ヶ谷 1 番の 138 から 掛川市結縁寺字宮下 262 番の 13 まで	袋井土木事務所
----	-------	---	---------

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和 2 年 10 月 20 日